令和元年会社法改正に伴う上場制度の整備に係る
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目　　次

(ページ)

１．有価証券上場規程の一部改正新旧対照表･･･　1
２．特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表･･･････････････　５
３．有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表･････････････････････････････････････　10
４．特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表･････　37

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
（会社情報の開示） 第４０２条　上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 （１）　上場会社の業務執行を決定する機関が、次のａからａｒまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） ａ～ｊ　（略） ｊの２　株式交付 ｋ～ｙ　（略） ｚ　削除 ａａ～ａｒ　（略） （２）　（略）	（会社情報の開示） 第４０２条　上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 （１）　上場会社の業務執行を決定する機関が、次のａからａｒまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） ａ～ｊ　（略） （新設） ｋ～ｙ　（略） ｚ　上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与又は株式の発行 ａａ～ａｒ　（略） （２）　（略）
（子会社等の情報の開示） 第４０３条　上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第１号に掲げる事項及び第２号に掲げる事実にあっては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第３号ａに定める法第１６６条第２項第５号に掲げる事項及び第３号ｂに定める法第１６６条第２項第６号に掲げる事実にあっては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 （１）　上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のａからｓまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを	（子会社等の情報の開示） 第４０３条　上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第１号に掲げる事項及び第２号に掲げる事実にあっては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第３号ａに定める法第１６６条第２項第５号に掲げる事項及び第３号ｂに定める法第１６６条第２項第６号に掲げる事実にあっては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 （１）　上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のａからｓまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを

決定した場合を含む。） ａ・ｂ　（略） ｂの２　株式交付 ｃ～ｓ　（略） （２）・（３）　（略）	決定した場合を含む。） ａ・ｂ　（略） （新設） ｃ～ｓ　（略） （２）・（３）　（略）
（社外取締役の確保） 第４３７条の２　上場内国株券の発行者は、社外取締役（会社法第２条第１５号に規定する社外取締役をいう。）を１名以上確保しなければならない。	（新設）
（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項） 第４４１条の２　支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。 （１）　当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第４０２条第１号ａ（第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社等の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、ｅ、ｉからｍまで、ｏからｓまで、ｗからｙまで又はａｐからａｒまでに掲げる事項（支配株主その他施行規則で定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。） （２）　（略） ２　（略）	（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項） 第４４１条の２　支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。 （１）　当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第４０２条第１号ａ（第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、ｅ、ｉからｍまで、ｏからｓまで、ｗからｚまで又はａｐからａｒまでに掲げる事項（支配株主その他施行規則で定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。） （２）　（略） ２　（略）
（上場不動産投資信託証券に関する情報の開示） 第１２１３条　（略） ２　上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各	（上場不動産投資信託証券に関する情報の開示） 第１２１３条　（略） ２　上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各

号に定めるところによる。

（１）　投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のａからｄまでのいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

ａ・ｂ　（略）

ｃ　上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次の（ａ）から（ｎ）までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

（ａ）～（ｋ）　（略）

（ｋ）の２　当該資産運用会社の株式交付

（ｌ）～（ｎ）　（略）

ｄ　（略）

（２）・（３）　（略）

３～６　（略）

（上場インフラファンドに関する情報の開示）

第１５１３条　（略）

２　上場インフラファンド（上場外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。）又は上場インフラファンドの発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場インフラファンドの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（１）　投資証券に該当する内国インフラファンド、外国投資証券に該当する外国インフラファンド及び当該外国インフラファンドを受託有価証券とする外国インフラファンド信託受益証券

上場インフラファンドの発行者等は、次のａからｄまでのいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるも

号に定めるところによる。

（１）　投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のａからｄまでのいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

ａ・ｂ　（略）

ｃ　上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次の（ａ）から（ｎ）までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

（ａ）～（ｋ）　（略）

（新設）

（ｌ）～（ｎ）　（略）

ｄ　（略）

（２）・（３）　（略）

３～６　（略）

（上場インフラファンドに関する情報の開示）

第１５１３条　（略）

２　上場インフラファンド（上場外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。）又は上場インフラファンドの発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場インフラファンドの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（１）　投資証券に該当する内国インフラファンド、外国投資証券に該当する外国インフラファンド及び当該外国インフラファンドを受託有価証券とする外国インフラファンド信託受益証券

上場インフラファンドの発行者等は、次のａからｄまでのいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるも

のを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 ａ・ｂ　（略） ｃ　上場インフラファンドの管理会社が次の（ａ）から（ｎ）までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） （ａ）～（ｋ）　（略） （ｋ）の２　当該管理会社の株式交付 （ｌ）～（ｎ）　（略） ｄ　（略） （２）　（略） ３～９　（略） 付　則 １　この改正規定は、令和３年３月１日から施行する。 ２　改正後の第４３７条の２の規定は、この改正規定施行の日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用する。	のを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 ａ・ｂ　（略） ｃ　上場インフラファンドの管理会社が次の（ａ）から（ｎ）までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） （ａ）～（ｋ）　（略） （新設） （ｌ）～（ｎ）　（略） ｄ　（略） （２）　（略） ３～９　（略）

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
（定義） 第２条　この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（３８）　（略） （３９）　非上場逆さ合併　上場会社が行う次のａからｆまでに掲げる行為であって、当該行為の対象となる会社若しくは事業等が、直前連結会計年度若しくは直前事業年度における総資産額、純資産額、経常利益若しくは売上高のいずれかにおいて、当該上場会社を上回っている場合に該当するもの（当該行為により当該上場会社が実質的な存続会社でなくなると当取引所が認めるときに限る。）又は当該行為により当該上場会社の事業、取締役の構成若しくは株主構成が根本的に変化することになるものをいう。 ａ・ｂ　（略） ｂの２　非上場会社を子会社とする株式交付 ｃ～ｆ　（略） （４０）～（４８）　（略）	（定義） 第２条　この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（３８）　（略） （３９）　非上場逆さ合併　上場会社が行う次のａからｆまでに掲げる行為であって、当該行為の対象となる会社若しくは事業等が、直前連結会計年度若しくは直前事業年度における総資産額、純資産額、経常利益若しくは売上高のいずれかにおいて、当該上場会社を上回っている場合に該当するもの（当該行為により当該上場会社が実質的な存続会社でなくなると当取引所が認めるときに限る。）又は当該行為により当該上場会社の事業、取締役の構成若しくは株主構成が根本的に変化することになるものをいう。 ａ・ｂ　（略） （新設） ｃ～ｆ　（略） （４０）～（４８）　（略）
（書類の提出等） 第１０４条　（略） ２　（略） ３　上場会社は、当取引所が正当な理由に基づき請求する書類を第１項に定める方法により遅滞なく提出するものとし、当該書類のうち当取引所が必要と認める書類について当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	（連絡） 第１０４条　（略） ２　（略） （新設）
（新規上場申請等） 第１０８条　株券等の新規上場申請は、当該株券等の発行者からの申請により行うものとする。ただし、上場会社が当事者となって行う合併、会社分割、株式交換又は株式移転によって新しく設立される会社又は存続会社となる会社の株券等について、その成立日又は効力発生日における上場を希望する場合は、当該成立日又は効力発生日前	（新規上場申請等） 第１０８条　株券等の新規上場申請は、当該株券等の発行者からの申請により行うものとする。

において、当該上場会社が申請を行うものとする。	
（新規上場申請時の提出書類等） 第１１０条　新規上場申請者は、上場の承認を希望する日の少なくとも１０営業日前までに、当取引所所定の「有価証券新規上場申請書」を提出しなければならない。	（新規上場申請時の提出書類等） 第１１０条　新規上場申請者は、上場の承認を希望する日の少なくとも１０営業日前までに、当取引所所定の「有価証券新規上場申請書」を提出しなければならない。ただし、上場会社が当事者となって行う合併、会社分割、株式交換又は株式移転によって新しく設立される会社又は存続会社となる会社の株券等について、その成立日又は効力発生日における上場を希望する場合は、当該成立日又は効力発生日前において、当該上場会社が申請を行うものとする。
（上場承認） 第１１４条　当取引所は、新規上場申請者について前条各号に掲げる上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る株券等の上場を承認するものとする。ただし、第１０８条ただし書による新規上場申請の対象会社については、第１３３条から第１３８条までを満たす見込みがある場合には、申請に係る株券等の上場を承認するものとする。	（上場承認） 第１１４条　当取引所は、新規上場申請者について前条各号に掲げる上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る株券等の上場を承認するものとする。
（会社情報の開示） 第１１８条　上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 （１）　上場会社の業務執行を決定する機関が、次のａからａｔまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） ａ～ｋ　（略） ｋの２　株式交付 ｌ～ｚ　（略） （削る） ａａ　（略）	（会社情報の開示） 第１１８条　上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 （１）　上場会社の業務執行を決定する機関が、次のａからａｔまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） ａ～ｋ　（略） （新設） ｌ～ｚ　（略） ａａ　上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与又は株式の発行 ａｂ　（略）

ａｂ　（略） ａｃ　（略） ａｄ　（略） ａｅ　（略） ａｆ　（略） ａｇ　（略） ａｈ　（略） ａｉ　（略） ａｊ　（略） ａｋ　（略） ａｌ　（略） ａｍ～ａｔ　（略） （２）　（略）	ａｃ　（略） ａｄ　（略） ａｅ　（略） ａｆ　（略） ａｇ　（略） ａｈ　（略） ａｉ　（略） ａｊ　（略） ａｋ　（略） ａｌ　（略） ａｌの２　（略） ａｍ～ａｔ　（略） （２）　（略）
（子会社等の情報の開示） 第１１９条　上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第１号に掲げる事項及び第２号に掲げる事実にあっては取扱いで定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第３号ａに規定する法第１６６条第２項第５号に掲げる事項及び第３号ｂに規定する法第１６６条第２項第６号に掲げる事実にあっては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。 （１）　上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のａからｓまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） ａ・ｂ　（略） ｂの２　株式交付 ｃ～ｓ　（略） （２）・（３）　（略）	（子会社等の情報の開示） 第１１９条　上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第１号に掲げる事項及び第２号に掲げる事実にあっては取扱いで定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第３号ａに規定する法第１６６条第２項第５号に掲げる事項及び第３号ｂに規定する法第１６６条第２項第６号に掲げる事実にあっては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。 （１）　上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のａからｓまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） ａ・ｂ　（略） （新設） ｃ～ｓ　（略） （２）・（３）　（略）
（追加上場） 第１３１条　上場会社が、新たに発行する株券等であって、上場株券等と同一の種類のものの上場を申請する場合には、当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。なお、この場合において、上場内国会社が、有償株主割当て（有償優先出資者割当てを含む。）により新たに発行する内国株券等については、発行日決済取引を行うことができるものとする。ただ	（追加上場） 第１３１条　上場会社が、新たに発行する株券等であって、上場株券等と同一の種類のものの上場を申請する場合には、当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。なお、この場合において、上場内国会社が、有償株主割当て（有償優先出資者割当てを含む。）により新たに発行する内国株券等については、発行日決済取引を行うことができるものとする。

し、当該有価証券上場申請書に記載すべき事項が、第１０４条第３項の規定により当取引所に提出した書類又は第２編第３章第２節の規定に基づく会社情報の開示に含まれている場合は、当該提出又は開示をもってその上場を申請したものとみなす 。	
（変更上場申請） 第１３１条の２　前条に規定する場合のほか、上場会社が、上場株券等の銘柄、数量、種類若しくは額面金額がある場合にはその金額を変更しようとするとき又は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ち都度当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。ただし、当該有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が、第１０４条第３項の規定により当取引所に提出した書類又は第２編第３章第２節の規定に基づく会社情報の開示に含まれている場合は、当該提出又は開示をもって当該変更等を申請したものとみなす。	（新設）
（実効性確保手段） 第１４１条　（略） ２～４　（略） ５　上場会社が第１０８条ただし書により上場した会社である場合における当該上場会社に対する第１項第１号から第３号までの適用については、当該上場会社の上場に伴い上場廃止となった会社と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。	（実効性確保手段） 第１４１条　（略） ２～４　（略） （新設）
（上場廃止申請） 第１４３条　（略） ２　当取引所は、上場会社から「上場廃止申請書」を受理した場合、その旨及び上場廃止日について公表するとともに、上場廃止申請に係る上場株券等を整理銘柄に指定する（当取引所が不要と認めた場合を除く。）ものとする。	（上場廃止申請） 第１４３条　（略） ２　当取引所は、上場会社から「上場廃止申請書」を受理した場合、その旨及び上場廃止日について公表するとともに、上場廃止申請に係る上場株券等を整理銘柄に指定するものとする。
（上場適格性に関する調査及び確認） 第３１４条　Ｊ―Ａｄｖｉｓｅｒは、担当する新規上場申請をしようとする者が、第１１３条に規定する上場適格性要件を満たしているか、及び第２編第２章に規定する義務を履行できるかについて調査及び確認を	（上場適格性に関する調査及び確認） 第３１４条　Ｊ―Ａｄｖｉｓｅｒは、担当する新規上場申請をしようとする者が、第１１３条に規定する上場適格性要件を満たしているか、及び第２編第２章に規定する義務を履行できるかについて調査及び確認を

行い、施行規則で定めるところにより「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を作成のうえ、併せて当取引所に提出しなければならない。ただし、第１０８条ただし書に規定する申請による場合は、この限りでない。 付　　則 １　この改正規定は、令和３年３月１日から施行する。 ２　改正後の第１１４条及び第３１４条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後の日に新規上場申請を行う者から適用する。 ３　改正後の第１３１条及び第１３１条の２の規定は、施行日以後の日に上場株券等と同一の種類の株券等を発行又は上場株券等の銘柄等の変更を行う者から適用する。 ４　改正後の第１４３条の規定は、施行日以後の日に上場廃止申請を行う者から適用する。	行い、施行規則で定めるところにより「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を作成のうえ、併せて当取引所に提出しなければならない。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（定義） 第２条　（略） ２　（略） ３　この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（１２）　（略） （１３）　自己株式処分等決議　自己株式の処分に係る会社法第１９９条第１項の規定による決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）若しくは会社法第７４９条第１項第２号、第７５８条第４号若しくは第７６８条第１項第２号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第７９５条第１項の規定による決議（会社法第７９６条第１項又は第２項の規定により当該決議を要しない場合にあっては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）を含む。）若しくは会社法第７７４条の３第１項第３号に規定する対価として自己株式を交付する場合における会社法第８１６条の３第１項の規定による決議（会社法第８１６条の４第１項の規定により当該決議を要しない場合にあっては、株式交付計画の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議をいう。 （１３）の２～（２８）　（略）	（定義） 第２条　（略） ２　（略） ３　この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（１２）　（略） （１３）　自己株式処分等決議　自己株式の処分に係る会社法第１９９条第１項の規定による決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）若しくは会社法第７４９条第１項第２号、第７５８条第４号若しくは第７６８条第１項第２号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第７９５条第１項の規定による決議（会社法第７９６条第１項又は第２項の規定により当該決議を要しない場合にあっては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議をいう。 （１３）の２～（２８）　（略）
（内国会社の形式要件の取扱い） 第２１２条　規程第２０５条第１号に規定する株主数並びに同条第２号に規定する流通株式の数及び上場株券等の数については、次の各号のとおり取り扱うものとする。 （１）～（９）　（略） （１０）　新規上場申請者が、上場日以前に合併、株式交換、株式移転又は株式交付を行う	（内国会社の形式要件の取扱い） 第２１２条　規程第２０５条第１号に規定する株主数並びに同条第２号に規定する流通株式の数及び上場株券等の数については、次の各号のとおり取り扱うものとする。 （１）～（９）　（略） （１０）　新規上場申請者が、上場日以前に合併又は株式交換若しくは株式移転を行う場合

場合の株主数及び流通株式の数については、前号の規定を準用する。	の株主数及び流通株式の数については、前号の規定を準用する。
２～１０　（略）	２～１０　（略）
（新規上場申請に係る提出書類）	（新規上場申請に係る提出書類）
第２２９条の５　規程第２１６条の２第５項に規定する施行規則で定める場合とは、第２０６条各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類（第９号の２に掲げる書類を除く。）を提出するものとする（電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類（同条第４号ｄに掲げる書類を除く。）については、提出を要しないものとする。）。この場合において、同条第９号の規定については、同号本文中「（新規上場申請者が外国会社（重複上場の場合に限る。）である場合には、この限りでない。）」とあるのは「（新規上場申請者が外国会社（重複上場の場合に限る。）及び「新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）」に以下の各号に定める期間に係る直近の四半期財務諸表等を記載している場合には、この限りでない。）」と、同号ａ中「３か月を経過した後となる場合」とあるのは「３か月を経過し、６か月を経過していない場合」と、同号ｂ中「６か月を経過した後となる場合」とあるのは「６か月を経過し、９か月を経過していない場合」と、それぞれ読み替えるものとする。	第２２９条の５　規程第２１６条の２第５項に規定する施行規則で定める場合とは、第２０６条各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類（第９号の２に掲げる書類を除く。）を提出するものとする（電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類（同条第４号ｄに掲げる書類を除く。）については、提出を要しないものとする。）。この場合において、同条第９号の規定については、同号本文中「（新規上場申請者が外国会社（重複上場の場合に限る。）である場合には、この限りでは<u>な</u>い。）」とあるのは「（新規上場申請者が外国会社（重複上場の場合に限る。）及び「新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）」に以下の各号に定める期間に係る直近の四半期財務諸表等を記載している場合には、この限りでない。）」と、同号ａ中「３か月を経過した後となる場合」とあるのは「３か月を経過し、６か月を経過していない場合」と、同号ｂ中「６か月を経過した後となる場合」とあるのは「６か月を経過し、９か月を経過していない場合」と、それぞれ読み替えるものとする。
（本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）	（本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）
第２６５条　（略）	第２６５条　（略）
２　規程第２１８条第２項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。	２　規程第２１８条第２項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に掲げる書類	（２）　次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に掲げる書類
ａ　合併を予定している場合 第４１７条第８号ａから<u>ｄ</u>までに掲げる書類	ａ　合併を予定している場合 第４１７条第８号ａから<u>ｅ</u>までに掲げる書類
ｂ　株式交換を予定している場合 第４１７条第６号ａから<u>ｄ</u>までに掲げる書類	ｂ　株式交換を予定している場合 第４１７条第６号ａから<u>ｅ</u>までに掲げる書類
ｃ　株式移転を予定している場合	ｃ　株式移転を予定している場合

第４１７条第７号ａ及びｂに掲げる書類	第４１７条第７号ａからｃまでに掲げる書類
（３）　（略）	（３）　（略）
３～８　（略）	３～８　（略）
（マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）	（マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）
第２６６条　（略）	第２６６条　（略）
２　規程第２１９条第２項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。	２　規程第２１９条第２項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に掲げる書類	（２）　次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に掲げる書類
ａ　合併を予定している場合	ａ　合併を予定している場合
第４１７条第８号ａからｄまでに掲げる書類	第４１７条第８号ａからｅまでに掲げる書類
ｂ　株式交換を予定している場合	ｂ　株式交換を予定している場合
第４１７条第６号ａからｄまでに掲げる書類	第４１７条第６号ａからｅまでに掲げる書類
ｃ　株式移転を予定している場合	ｃ　株式移転を予定している場合
第４１７条第７号ａ及びｂに掲げる書類	第４１７条第７号ａからｃまでに掲げる書類
（３）　（略）	（３）　（略）
３～８　（略）	３～８　（略）
（ＪＡＳＤＡＱスタンダードへ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する場合の特例の取扱い）	（ＪＡＳＤＡＱスタンダードへ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する場合の特例の取扱い）
第２６７条　（略）	第２６７条　（略）
２　規程第２２０条第２項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。	２　規程第２２０条第２項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　次のａからｃまでに掲げる場合の区分に従い、当該ａからｃまでに掲げる書類	（２）　次のａからｃまでに掲げる場合の区分に従い、当該ａからｃまでに掲げる書類
ａ　合併を予定している場合	ａ　合併を予定している場合
第４１７条第８号ａからｄまでに掲げる書類	第４１７条第８号ａからｅまでに掲げる書類
ｂ　株式交換を予定している場合	ｂ　株式交換を予定している場合
第４１７条第６号ａからｄまでに掲げる書類	第４１７条第６号ａからｅまでに掲げる書類
ｃ　株式移転を予定している場合	ｃ　株式移転を予定している場合

第４１７条第７号ａ及びｂに掲げる書類	第４１７条第７号ａからｃまでに掲げる書類
（３）　（略）	（３）　（略）
３～６　（略）	３～６　（略）
（決定事実に係る軽微基準）	（決定事実に係る軽微基準）
第４０１条　規程第４０２条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第１号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、ＩＦＲＳ任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。	第４０１条　規程第４０２条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第１号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、ＩＦＲＳ任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
（５）　規程第４０２条第１号ｑに掲げる事項 次のａからｊまでに掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。	（５）　規程第４０２条第１号ｑに掲げる事項 次のａからｊまで（上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第２７条の３第１項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、ｈ及びｉを除く。）に掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。
ａ～ｇ　（略）	ａ～ｇ　（略）
ｈ　上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の１００分の１５に相当する額未満であること。	ｈ　子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の１００分の１５に相当する額未満であること。
ｉ　上場会社が子会社取得を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度	ｉ　子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の１００分の１５に相当する額未満であること。

の末日における純資産額の１００分の１５に相当する額未満であること。	
ｊ　（略）	ｊ　（略）
（６）～（１２）　（略）	（６）～（１２）　（略）
２　（略）	２　（略）
（子会社等の決定事実に係る軽微基準）	（子会社等の決定事実に係る軽微基準）
第４０３条　規程第４０３条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第１号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第４０２条第１号ｑに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、ＩＦＲＳ任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。	第４０３条　規程第４０３条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第１号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第４０２条第１号ｑに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、ＩＦＲＳ任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（２）の２　規程第４０３条第１号ｂの２に掲げる事項 次のａからｄまでに掲げるもののいずれにも該当すること。 ａ　当該株式交付による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の１００分の３０に相当する額未満であると見込まれること。 ｂ　当該株式交付による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の１００分の１０に相当する額未満であると見込まれること。 ｃ　当該株式交付による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の１００分の３０に相当する額未満であると見込まれること。 ｄ　当該株式交付による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の１００分の３０に相当する額未満であると見込まれること。	（新設）
（３）～（７）　（略）	（３）～（７）　（略）
（８）　規程第４０３条第１号ｉに掲げる事項 次のａからｈまでに掲げるもののいずれにも該当すること。	（８）　規程第４０３条第１号ｉに掲げる事項 次のａからｈまで（子会社等が孫会社取得（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第２７条の３第１項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同

	じ。）を行う場合以外の場合にあっては、ｈを除く。）に掲げるもののいずれにも該当すること。
ａ～ｇ　（略）	ａ～ｇ　（略）
ｈ　子会社等が孫会社取得（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下この号において同じ。）を行う場合にあっては、孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。）に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社等の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社等による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の１００分の１５に相当する額未満であること。	ｈ　孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。）に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社等の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社等による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の１００分の１５に相当する額未満であること。
（９）～（１４）　（略）	（９）～（１４）　（略）
（開示を要する決定事実に係る書類の提出）	（開示を要する決定事実に係る書類の提出）
第４１７条　上場会社は、規程第４０２条第１号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手続に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあっては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第２編第４章第２節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。	第４１７条　上場会社は、規程第４０２条第１号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手続に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあっては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第２編第４章第２節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。
（１）　規程第４０２条第１号ａに掲げる事項	（１）　規程第４０２条第１号ａに掲げる事項
次のａからｅまでに掲げる書類。ただし、電子開示手続（法第２７条の３０の２に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ｂに掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更	次のａからｇまでに掲げる書類。ただし、電子開示手続（法第２７条の３０の２に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ｄに掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更

上場申請書の提出をもってａに掲げる書類の提出に代えることができる。	上場申請書の提出をもってａに掲げる書類の提出に代えることができる。
ａ　（略）	ａ　（略）
（削る）	ｂ　募集又は売出しの日程表　確定後直ちに
（削る）	ｃ　削除
ｂ　（略）	ｄ　（略）
ｃ　（略）	ｅ　（略）
ｄ　（略）	ｆ　（略）
ｅ　（略）	ｇ　（略）
（２）　（略）	（２）　（略）
（３）　規程第４０２条第１号ｆに掲げる事項	（３）　規程第４０２条第１号ｆに掲げる事項
新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は、有価証券通知書及び変更通知書の写し　内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	株式無償割当ての決議又は決定を行った場合は次のａに掲げる書類、新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は次のａ及びｂに掲げる書類
（削る）	ａ　株式無償割当て又は新株予約権無償割当て日程表　確定後直ちに
（削る）	ｂ　有価証券通知書及び変更通知書の写し　内閣総理大臣等に提出後遅滞なく
（３）の２　（略）	（３）の２　（略）
（４）　規程第４０２条第１号ｇに掲げる事項	（４）　規程第４０２条第１号ｇに掲げる事項
株式の併合（会社法第１８２条の２第１項に規定する株式の併合に限る。）を行う場合は、次のａ及びｂに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	次のａ及びｂに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、ａに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、ｂに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
ａ　会社法第１８２条の２第１項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し　同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに	ａ　株式の分割又は併合日程表　確定後直ちに
ｂ　会社法第１８２条の６第１項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し　株式の併合の効力発生日以後速やかに	ｂ　株式の併合（会社法第１８２条の２第１項に規定する株式の併合に限る。）を行う場合においては、次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる書類
	（ａ）　会社法第１８２条の２第１項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し　同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに
	（ｂ）　会社法第１８２条の６第１項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し　株式の併合の効力発生日以後速やかに
（５）　（略）	（５）　（略）
（６）　規程第４０２条第１号ｉに掲げる事項	（６）　規程第４０２条第１号ｉに掲げる事項

次のａからｄまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、ａに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、ａからｃまでに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	次のａからｅまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、ａ及びｃに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、ａ、ｂ及びｄに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
ａ・ｂ　（略）	ａ・ｂ　（略）
（削る）	ｃ　株式交換日程表　確定後直ちに
ｃ　（略）	ｄ　（略）
ｄ　（略）	ｅ　（略）
（７）　規程第４０２条第１号ｊに掲げる事項	（７）　規程第４０２条第１号ｊに掲げる事項
次のａ及びｂに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、ａに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	次のａからｃまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、ｂに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、ａに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
ａ　（略）	ａ　（略）
（削る）	ｂ　株式移転日程表　確定後直ちに
ｂ　（略）	ｃ　（略）
（７）の２　規程第４０２条第１号ｊの２に掲げる事項	（新設）
次のａからｃまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、ａ及びｂに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	
ａ　会社法第８１６条の２第１項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し　同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに	
ｂ　会社法第８１６条の１０第２項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し　株式交付の効力発生日以後速やかに	
ｃ　他の会社を子会社とする株式交付を行う場合（非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合であって上場会社が会社法第８１６条の４第１項の規定の適用を受けるときを除く。）には、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交付に係る株式交付比率に関する見解を記載した書面　作成後直ちに	
（８）　規程第４０２条第１号ｋに掲げる事項	（８）　規程第４０２条第１号ｋに掲げる事項
次のａからｄまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、ａに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この	次のａからｅまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、ａ及びｃに掲げる書類を除き、提出を要しないものとす

場合において、上場会社は、ａからｃまでに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。 ａ・ｂ　（略） （削る） ｃ　（略） ｄ　他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第７９６条第２項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。）には、合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面　作成後直ちに	る。この場合において、上場会社は、ａ、ｂ及びｄに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。 ａ・ｂ　（略） ｃ　合併日程表　確定後直ちに ｄ　（略） ｅ　他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第７９６条第２項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。） 合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面作成後直ちに
（９）　規程第４０２条第１号ｌに掲げる事項 次のａからｄまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、ａに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、ａからｃまでに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。 ａ・ｂ　（略） （削る） ｃ　（略） ｄ　（略）	（９）　規程第４０２条第１号ｌに掲げる事項 次のａからｅまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、ａ及びｃに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、ａ、ｂ及びｄに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。 ａ・ｂ　（略） ｃ　会社分割日程表　確定後直ちに ｄ　（略） ｅ　（略）
（１０）　規程第４０２条第１号ｘに掲げる事項 当取引所に上場している法第２７条の２第１項に規定する株券等（以下この号及び次号において「株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（以下この号及び次号において「公開買付け」という。）により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって当取引所に上場しているものの公開買付けを行う場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格（施行令第８条第２項に規定する買付けの価格に準ずるものを含む。次号において同じ。）に関する見解を記載した書面　作成後直ちに	（１０）　規程第４０２条第１号ｘに掲げる事項 当取引所に上場している法第２７条の２第１項に規定する株券等（以下この号及び次号において「株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（以下この号及び次号において「公開買付け」という。）により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって当取引所に上場しているものの公開買付けを行う場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面　作成後直ちに ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。	
（１１）～（１７）　（略）	（１１）～（１７）　（略）
（開示を要しない決定事実に係る書類の提出）	（開示を要しない決定事実に係る書類の提出）
第４１８条　上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第２編第４章第２節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。	第４１８条　上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第２編第４章第２節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。
（１）　株式の種類の変更	（１）　株式の種類の変更
変更内容説明の通知書　確定後直ちに	次のａ及びｂに掲げる書類。
（削る）	ａ　変更内容説明の通知書　確定後直ちに
（削る）	ｂ　株式の種類変更日程表　確定後直ちに
（２）～（５）　（略）	（２）～（５）　（略）
（６）　株式に係る基準日（記名式の外国株券を発行している上場外国会社の場合には、株主名簿の閉鎖期間又は基準日、無記名式の外国株券を発行している上場外国会社の場合には、株券供託期間、配当金支払日等の権利確定のための期間又は期日をいう。）の設定	（６）　株式に係る基準日（記名式の外国株券を発行している上場外国会社の場合には、株主名簿の閉鎖期間又は基準日、無記名式の外国株券を発行している上場外国会社の場合には、株券供託期間、配当金支払日等の権利確定のための期間又は期日をいう。以下この号において同じ。）の設定
取締役会決議通知書又は決定通知書　決議又は決定後直ちに	次のａ及びｂに掲げる書類。
（削る）	ａ　取締役会決議通知書又は決定通知書　決議又は決定後直ちに
（削る）	ｂ　基準日に関する日程表　当該基準日（上場外国会社の場合には、当該期間の初日又は当該期日）の３週間前（３週間前より後に決議又は決定を行った場合は、決議又は決定後直ちに）（上場外国会社が当該期限に提出することが困難な場合には、本国等において要する提出の期限によることができる。）
（７）　株券等（外国株預託証券等を除く。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）	（７）　株券等（外国株預託証券等を除く。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）
次のａからｅまでに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総	次のａからｆまでに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総

理大臣等に対し提出した場合には、ｂに掲げる書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、ｂに掲げる書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	理大臣等に対し提出した場合には、ｃに掲げる書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、ｃに掲げる書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
ａ　（略）	ａ　（略）
（削る）	ｂ　預託証券の募集又は売出しの日程表　確定後直ちに
ｂ　（略）	ｃ　（略）
ｃ　（略）	ｄ　（略）
ｄ　（略）	ｅ　（略）
ｅ　（略）	ｆ　（略）
（８）～（２２）　（略）	（８）～（２２）　（略）
（議決権行使を容易にするための環境整備の取扱い）	（議決権行使を容易にするための環境整備の取扱い）
第４３７条　規程第４４６条に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。	第４３７条　規程第４４６条に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　次のａからｅまでに掲げる書類を、株主総会の日の３週間前の日よりも前に電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。	（３）　株主総会の招集の通知及び会社法第３０１条第１項に規定する株主総会参考書類又は施行令第３６条の２に規定する参考書類（以下この条において「招集通知等」という。）を、招集通知等の発送後速やかに電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
ａ　株主総会の招集の通知	（新設）
ｂ　会社法第３０１条第１項に規定する株主総会参考書類又は施行令第３６条の２第１項に規定する参考書類（以下この条において「株主総会参考書類等」という。）	（新設）
ｃ　定時株主総会の場合は、会社法第４３７条に規定する計算書類及び事業報告	（新設）
ｄ　定時株主総会の場合は、会社法第４４４条第６項に規定する連結計算書類	（新設）
ｅ　ａから前ｄまでに掲げる書類を修正した場合は、その旨を記載した書類及び修正前の書類	（新設）
（４）　株主総会の招集の通知及び株主総会参考書類等を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。	（４）　招集通知等を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
（５）・（６）　（略）	（５）・（６）　（略）

（上場内国会社の上場廃止基準の取扱い）

第６０１条　（略）

２～７　（略）

８　規程第６０１条第１項第９号に規定する不適当な合併等の取扱いは次の各号に定めるところによる。

（１）　規程第６０１条第１項第９号ａに規定するこれに類するものとして施行規則で定める行為とは、次のａからｈまでに掲げる行為をいう。

ａ　（略）

ａの２　非上場会社を子会社とする株式交付

ｂ～ｈ　（略）

（２）　次のａからｅまでのいずれかに該当する場合は、規程第６０１条第１項第９号ａ及びｂに規定する上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。

ａ　当該上場会社がその連結子会社との間で吸収合併等（非上場会社の吸収合併又は前号ａからｈまでに掲げる行為をいい、規程第２０８条第１号、第３号又は第５号に規定する行為を含む。以下このａにおいて同じ。）を行う場合であって、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日（以下この号において「行為決定日」という。）以前３年間において、非上場会社（連結子会社を除く。以下この号において同じ。）との間の合併若しくは前号ａからｇまでに掲げる行為又は非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ｂ　当該上場会社が非上場会社の吸収合併、非上場会社を完全子会社とする株式交換又は非上場会社を子会社とする株式交付（非上場会社との間の規程第２０８条第１号又は第３号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次の（ａ）から（ｄ）までのいずれにも該当すること。

（ａ）　行為決定日以前３年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前号ａからｇまでに掲げ

（上場内国会社の上場廃止基準の取扱い）

第６０１条　（略）

２～７　（略）

８　規程第６０１条第１項第９号に規定する不適当な合併等の取扱いは次の各号に定めるところによる。

（１）　規程第６０１条第１項第９号ａに規定するこれに類するものとして施行規則で定める行為とは、次のａからｈまでに掲げる行為をいう。

ａ　（略）

（新設）

ｂ～ｈ　（略）

（２）　次のａからｅまでのいずれかに該当する場合は、規程第６０１条第１項第９号ａ及びｂに規定する上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。

ａ　当該上場会社がその連結子会社との間で吸収合併等（非上場会社の吸収合併又は前号ａからｈまでに掲げる行為をいい、規程第２０８条第１号、第３号又は第５号に規定する行為を含む。以下このａにおいて同じ。）を行う場合であって、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日（以下この号において「行為決定日」という。）以前３年間において、非上場会社（連結子会社を除く。以下この号において同じ。）との間の合併、株式交換若しくは前号ｂからｇまでに掲げる行為若しくは非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ｂ　当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換（非上場会社との間の規程第２０８条第１号又は第３号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次の（ａ）から（ｄ）までのいずれにも該当すること。

（ａ）　行為決定日以前３年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前号ｂからｇ

る行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

（ｂ）～（ｄ）　（略）

ｃ　非上場会社から会社分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次の（ａ）から（ｄ）までのいずれにも該当すること。

（ａ）　行為決定日以前３年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前号ａからｇまでに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

（ｂ）～（ｄ）　（略）

ｄ　会社分割による他の者への事業の承継（次のｅに規定する場合を除く。）、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式又は優先出資の割当てその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日以前３年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前号ａからｇまでに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ｅ　当該上場会社が非上場会社との間で規程第２０８条第５号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次の（ａ）から（ｄ）までのいずれにも該当すること。

（ａ）　行為決定日以前３年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前号ａからｇまでに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

（ｂ）～（ｄ）　（略）

ｃ　非上場会社から会社分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次の（ａ）から（ｄ）までのいずれにも該当すること。

（ａ）　行為決定日以前３年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前号ｂからｇまでに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

（ｂ）～（ｄ）　（略）

ｄ　会社分割による他の者への事業の承継（次のｅに規定する場合を除く。）、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式又は優先出資の割当てその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日以前３年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前号ｂからｇまでに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ｅ　当該上場会社が非上場会社との間で規程第２０８条第５号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次の（ａ）から（ｄ）までのいずれにも該当すること。

（ａ）　行為決定日以前３年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前号ｂからｇまでに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてそ

	の業務執行を決定する機関が決定していないこと。
（ｂ）～（ｄ）　（略）	（ｂ）～（ｄ）　（略）
（３）　規程第６０１条第１項第９号ａに規定する当事者である非上場会社として施行規則で定める者は、非上場会社の吸収合併、非上場会社を完全子会社とする株式交換又は非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合における当該非上場会社その他これに類するものとして当取引所が認める者をいう。	（３）　規程第６０１条第１項第９号ａに規定する当事者である非上場会社として施行規則で定める者は、非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該非上場会社をいう。
（４）～（７）　（略）	（４）～（７）　（略）
９～１９　（略）	９～１９　（略）
（新株券等の上場に係る料金）	（新株券等の上場に係る料金）
第７１１条　上場会社（その発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする本則市場及びマザーズの上場外国会社を除く。）は、第７１２条第１項又は第２項が適用される場合を除き、新たに発行する株券等の上場に係る料金として、１株券等当たりの発行価格（上場株券等を対価とする公開買付けに際して行われる上場株券等の発行にあっては、当該公開買付けの決済の開始日における当該上場株券等の最終価格（当該決済の開始日の売買立会において売買が成立しない場合には、当該決済の開始日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格））に新たに発行する株券等（規程第３０３条の規定の適用を受けて上場する株券等を除く。以下この条において同じ。）の数（ＪＡＳＤＡＱの上場外国会社である場合において、当該ＪＡＳＤＡＱの上場外国会社の発行する株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されているときには、当該株券等の数のうち本邦内における募集に伴い上場する株券等の数をいう。）を乗じて得た金額の万分の８（ＪＡＳＤＡＱの上場会社が、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により新たに発行された株券等を上場する場合、新株予約権の権利行使により新たに発行された株券等を上場する場合又は取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い新たに発行された株券等を上場する場合にあっては万分の１）に相当する金額を、当該新たに発行する株券等の上場日の属する月の翌月末日まで（上場外国会社にあっては、当該新たに発行する株券等の上場日の属する月の翌々月の末日まで）に支払うものとする。この場合において、ＪＡＳＤＡＱの上場会社が新たに発行する株券等の上場に係る料金は、６，０００万円を上限とする。	第７１１条　上場会社（その発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする本則市場及びマザーズの上場外国会社を除く。）は、新たに発行する株券等の上場に係る料金として、１株券等当たりの発行価格（上場株券等を対価とする公開買付けに際して行われる上場株券等の発行にあっては、当該公開買付けの決済の開始日における当該上場株券等の最終価格（当該決済の開始日の売買立会において売買が成立しない場合には、当該決済の開始日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格））に新たに発行する株券等（規程第３０３条の規定の適用を受けて上場する株券等を除く。以下この条において同じ。）の数（ＪＡＳＤＡＱの上場外国会社である場合において、当該ＪＡＳＤＡＱの上場外国会社の発行する株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されているときには、当該株券等の数のうち本邦内における募集に伴い上場する株券等の数をいう。）を乗じて得た金額の万分の８（ＪＡＳＤＡＱの上場会社が、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により新たに発行された株券等を上場する場合、新株予約権の権利行使により新たに発行された株券等を上場する場合又は取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い新たに発行された株券等を上場する場合にあっては万分の１）に相当する金額を、当該新たに発行する株券等の上場日の属する月の翌月末日まで（上場外国会社にあっては、当該新たに発行する株券等の上場日の属する月の翌々月の末日まで）に支払うものとする。この場合において、ＪＡＳＤＡＱの上場会社が新たに発行する株券等の上場に係る料金は、６，０００万円を上限とする。

２～６　（略）	２～６　（略）
７　第２項の場合において、合併、会社分割、株式交換又は株式交付に際して新たに発行する株券等を上場するときは、１株券等当たりの資本組入れ額を１株券等当たりの発行価格とみなして計算する。	７　第２項の場合において、合併、会社分割又は株式交換に際して新たに発行する株券等を上場するときは、１株券等当たりの資本組入れ額を１株券等当たりの発行価格とみなして計算する。
８・９　（略）	８・９　（略）
（合併等に係る料金）	（合併等に係る料金）
第７１２条　上場会社（ＪＡＳＤＡＱの上場会社及びその発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。）は、吸収合併等（吸収合併、吸収分割、株式交換又は株式交付をいう。以下この条において同じ。）に係る料金として、当該吸収合併等に際して発行する株券等の数と交付する自己株式の株券等の数との合計数に、当該吸収合併等の効力発生日の売買立会における当該株券等の最終価格（当該効力発生日の売買立会において売買が成立しない場合には、当該効力発生日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格）を乗じて得た金額の万分の２に相当する金額を、当該効力発生日の属する月の翌月末日まで（上場外国会社にあっては、当該効力発生日の属する月の翌々月の末日まで）に支払うものとする。	第７１２条　上場会社（ＪＡＳＤＡＱの上場会社及びその発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。）は、吸収合併等（吸収合併、吸収分割又は株式交換をいう。以下この条において同じ。）に係る料金として、当該吸収合併等に際して発行する株券等の数と交付する自己株式の株券等の数との合計数に、当該吸収合併等の効力発生日の売買立会における当該株券等の最終価格（当該効力発生日の売買立会において売買が成立しない場合には、当該効力発生日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格）を乗じて得た金額の万分の２に相当する金額を、当該効力発生日の属する月の翌月末日まで（上場外国会社にあっては、当該効力発生日の属する月の翌々月の末日まで）に支払うものとする。
２　（略）	２　（略）
（上場内国会社による他の上場内国会社等の吸収合併等の場合における上場日の取扱い）	（上場内国会社による他の上場内国会社等の吸収合併等の場合における上場日の取扱い）
第７１６条　次の各号に掲げる内国株券等の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。	第７１６条　次の各号に掲げる内国株券等の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。
（１）～（５）　（略）	（１）～（５）　（略）
（６）　上場内国会社が他の上場内国会社等を子会社とする株式交付を行うことにより発行する内国株券等 株式交付がその効力を生ずる日	（新設）
（７）　（略）	（６）　（略）
（８）　（略）	（７）　（略）
（書類の提出等の取扱い）	（書類の提出等の取扱い）
第９４１条　規程第９４８条第１項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合をいい、当該各号	第９４１条　規程第９４８条第１項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合をいい、当該各号

に該当したときには、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第９４７条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ＥＴＮ信託受益証券の発行者は、第１号ａに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第２号、第３号ｂ及び第７号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	に該当したときには、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第９４７条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ＥＴＮ信託受益証券の発行者は、第１号ｂに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第２号、第３号ａ、第４号ｂ及び第８号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
（１）　規程第９４７条第２項第１号ａに掲げる事項を決定した場合 次のａ及びｂに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ａに掲げる書類の提出を要しないものとする。	（１）　規程第９４７条第２項第１号ａに掲げる事項を決定した場合 次のａからｃまでに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ｂに掲げる書類の提出を要しないものとする。
（削る）	ａ　売出しの日程表について、確定後直ちに
ａ　（略）	ｂ　（略）
ｂ　（略）	ｃ　（略）
（削る）	（２）　規程第９４７条第２項第１号ｂに掲げる事項を決定した場合 上場ＥＴＮ信託受益証券の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに
（２）　規程第９４７条第２項第１号ｃに掲げる事項を決定した場合 合併契約書の写しについて、契約締結後直ちに	（３）　規程第９４７条第２項第１号ｃに掲げる事項を決定した場合 次のａ又はｂに掲げるところにより行うものとする。
（削る）	ａ　合併契約書の写しについて、契約締結後直ちに
（削る）	ｂ　合併日程表について、確定後直ちに
（３）　（略）	（４）　（略）
（４）　（略）	（５）　（略）
（削る）	（６）　事業年度末日の当該上場ＥＴＮ信託受益証券の所有者数が確定した場合 所有者数を記載した書面について、確定後直ちに
（５）　（略）	（７）　（略）
（６）　（略）	（７）の２　（略）
（７）　（略）	（８）　（略）
（書類の提出等の取扱い）	（書類の提出等の取扱い）

第１１１０条　（略）

２　上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦ及び当該外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券を除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１１０７条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ＥＴＦに係る管理会社は、第１号ａに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第２号及び第４号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（１）　規程第１１０７条第２項第１号ａの（ａ）に掲げる事項

次のａ及びｂに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ａに掲げる書類の提出を要しないものとする。

（削る）

ａ　（略）

ｂ　（略）

（削る）

（２）　（略）

（３）　（略）

（４）　（略）

３　上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦ及び当該外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１１０７条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場ＥＴＦに係る外国投資法人及

第１１１０条　（略）

２　上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦ及び当該外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券を除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１１０７条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ＥＴＦに係る管理会社は、第１号ｂに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第３号及び第５号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（１）　規程第１１０７条第２項第１号ａの（ａ）に掲げる事項

次のａからｃまでに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ｂに掲げる書類の提出を要しないものとする。

ａ　売出しの日程表について、確定後直ちに

ｂ　（略）

ｃ　（略）

（２）　規程第１１０７条第２項第１号ａの（ａ）の２に掲げる事項

受益権の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

（３）　（略）

（４）　（略）

（５）　（略）

３　上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦ及び当該外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１１０７条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場ＥＴＦに係る外国投資法人及

び管理会社は、第１号ａに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第２号、第３号ｂ及び第６号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（１）　規程第１１０７条第２項第２号ａの（ａ）に掲げる事項

次のａ及びｂに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ａに掲げる書類の提出を要しないものとする。

（削る）

ａ　（略）

ｂ　（略）

（削る）

（２）　規程第１１０７条第２項第２号ａの（ｄ）に掲げる事項

合併契約書の写しについて、契約締結後直ちに

（削る）

（削る）

（３）　（略）

（４）　基準日の設定

決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに

（削る）

（削る）

（５）　（略）

（６）　（略）

４・５　（略）

６　上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦ及び当該外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、規程第１１０７条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所

び管理会社は、第１号ｂに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第３号ａ、第４号ｂ及び第７号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（１）　規程第１１０７条第２項第２号ａの（ａ）に掲げる事項

次のａからｃまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ｂに掲げる書類の提出を要しないものとする。

ａ　売出しの日程表について、確定後直ちに

ｂ　（略）

ｃ　（略）

（２）　規程第１１０７条第２項第２号ａの（ｂ）に掲げる事項

投資口又は受益権の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

（３）　規程第１１０７条第２項第２号ａの（ｄ）に掲げる事項

次のａ又はｂに掲げるところにより行う。

ａ　合併契約書の写しについて、契約締結後直ちに

ｂ　合併日程表について、確定後直ちに

（４）　（略）

（５）　基準日の設定

次のａ及びｂに掲げるところにより行う。

ａ　決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに

ｂ　基準日に関する日程表について、当該期日の２週間前に

（６）　（略）

（７）　（略）

４・５　（略）

６　上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦ及び当該外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、規程第１１０７条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所

が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。	が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。
（削る）	（１）　上場ＥＴＦの営業期間又は計算期間の末日の所有者数を記載した書面 所有者数の確定後直ちに
（１）　（略	（２）　（略）
（２）　（略	（３）　（略）
（３）　（略）	（４）　（略）
（４）　（略）	（５）　（略）
（書類の提出等の取扱い）	（書類の提出等の取扱い）
第１２３０条　（略）	第１２３０条　（略）
２　上場投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１２１３条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場投資法人は、第１号ａ及びｂに規定する書類、第２号ａに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第３号ａからｃまで及び第４号ｂに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	２　上場投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１２１３条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場投資法人は、第１号ｂに掲げる書類並びに第２号ｂに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第３号ａ、ｂ及びｄ並びに第４号ｂに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
（１）　規程第１２１３条第２項第１号ａの（ａ）に掲げる事項 投資口の併合（投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の２第１項に規定するものに限る。）を行う場合は、次のａ及びｂに掲げるところにより行う。	（１）　規程第１２１３条第２項第１号ａの（ａ）に掲げる事項 次のａ及びｂに掲げるところにより行う。
ａ　投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の２第１項に規定する書面（法定事前開示書類）の写しについて、同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに	ａ　投資口の併合又は分割日程表について、確定後直ちに
ｂ　投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の６第１項に規定する書面（法定事後開示書類）の写しについて、投資口の併合の効力発生日以後速やかに	ｂ　投資口の併合（投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の２第１項に規定するものに限る。）を行う場合においては、前ａに定めるほか、次の（ａ）及び（ｂ）に定めるところにより行うものとする。 （ａ）　投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の２第

	１項に規定する書面（法定事前開示書類）の写しについて、同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに （ｂ）　投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の６第１項に規定する書面（法定事後開示書類）の写しについて、投資口の併合の効力発生日以後速やかに
（２）　規程第１２１３条第２項第１号ａの（ｂ）に掲げる事項 次のａからｃまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ａに掲げる書類の提出を要しないものとする。 （削る） ａ　（略） ｂ　（略） ｃ　第４１７条第１号ｅに掲げる書面に準じた書面について、作成後直ちに	（２）　規程第１２１３条第２項第１号ａの（ｂ）に掲げる事項 次のａからｄまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ｂに掲げる書類の提出を要しないものとする。 ａ　追加発行又は売出しの日程表について、確定後直ちに ｂ　（略） ｃ　（略） ｄ　第４１７条第１号ｇに掲げる書面に準じた書面について、作成後直ちに
（３）　規程第１２１３条第２項第１号ａの（ｄ）に掲げる事項 次のａからｃまでに掲げるところにより行う。 ａ・ｂ　（略） （削る） ｃ　（略）	（３）　規程第１２１３条第２項第１号ａの（ｄ）に掲げる事項 次のａからｄまでに掲げるところにより行う。 ａ・ｂ　（略） ｃ　合併日程表について、確定後直ちに ｄ　（略）
（４）　（略）	（４）　（略）
（５）　規程第１２１３条第２項第１号ａの（ｎ）に掲げる事項 有価証券通知書及び変更通知書の写しについて、内閣総理大臣等に提出後遅滞なく （削る） （削る）	（５）　規程第１２１３条第２項第１号ａの（ｎ）に掲げる事項 次のａ及びｂに掲げる書類 ａ　新投資口予約権無償割当て日程表　確定後直ちに ｂ　有価証券通知書及び変更通知書の写し内閣総理大臣等に提出後遅滞なく
（６）　基準日の設定 決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに （削る） （削る）	（６）　基準日の設定 次のａ及びｂに掲げるところにより行う。 ａ　決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに ｂ　基準日に関する日程表について、当該期日の２週間前に
（７）　（略）	（７）　（略）

３　上場不動産投資信託証券の発行者のうち、委託者指図型投資信託又は委託者非指図型投資信託の受益証券の発行者であるものは、次の各号に該当する場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、第１号ａに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）及び第２号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	３　上場不動産投資信託証券の発行者のうち、委託者指図型投資信託又は委託者非指図型投資信託の受益証券の発行者であるものは、次の各号に該当する場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、第２号ｂに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）及び第３号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
（削る）	（１）　委託者指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社又は委託者非指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、規程第１２１３条第２項第２号ａの（ａ）に掲げる事項（同項第３号ａの（ａ）による場合を含む。）について決定を行った場合 受益証券の併合又は分割日程表について、確定後直ちに
（１）　委託者指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社又は委託者非指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、規程第１２１３条第２項第２号ａの（ｂ）に掲げる事項（同項第３号ａの（ａ）による場合を含む。）について決定を行った場合 次のａからｃまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ａに掲げる書類の提出を要しないものとする。	（２）　委託者指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社又は委託者非指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、規程第１２１３条第２項第２号ａの（ｂ）に掲げる事項（同項第３号ａの（ａ）による場合を含む。）について決定を行った場合 次のａからｄまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ｂに掲げる書類の提出を要しないものとする。
（削る）	ａ　追加信託又は売出しの日程表について、確定後直ちに
ａ　（略）	ｂ　（略）
ｂ　（略）	ｃ　（略）
ｃ　第４１７条第１号ｅに掲げる書面に準じた書面について、作成後直ちに	ｄ　第４１７条第１号ｇに掲げる書面に準じた書面について、作成後直ちに
（２）　（略）	（３）　（略）
（３）　（略）	（４）　（略）
４～６　（略）	４～６　（略）
（書類の提出等の取扱い）	（書類の提出等の取扱い）

第１３２７条　（略）	第１３２７条　（略）
２　上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１３１２条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第１号ａ及びｂに規定する書類、第２号ａに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第３号ａからｃまで、第４号ｂ及び第９号ａに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	２　上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１３１２条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第１号ｂに掲げる書類並びに第２号ｂに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第３号ａ、ｂ及びｄ並びに第４号ｂ並びに第９号ａに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
（１）　規程第１３１２条第２項第１号ａに掲げる事項について決定を行った場合	（１）　規程第１３１２条第２項第１号ａに掲げる事項について決定を行った場合
投資口の併合（投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の２第１項に規定するものに限る。）を行う場合は、次のａ及びｂに掲げるところにより行う。	次のａ及びｂに掲げるところにより行う。
ａ　投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の２第１項に規定する書面（法定事前開示書類）の写しについて、同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに	ａ　投資口の併合又は分割日程表について、確定後直ちに
ｂ　投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の６第１項に規定する書面（法定事後開示書類）の写しについて、投資口の併合の効力発生日以後速やかに	ｂ　投資口の併合（投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の２第１項に規定するものに限る。）を行う場合においては、前ａに定めるほか、次の（ａ）及び（ｂ）に定めるところにより行うものとする
	（ａ）　投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の２第１項に規定する書面（法定事前開示書類）の写しについて、同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに
	（ｂ）　投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の６第１項に規定する書面（法定事後開示書類）の写しについて、投資口の併合の効力発生日以後速やかに
（２）　規程第１３１２条第２項第１号ｂに掲げる事項について決定を行った場合	（２）　規程第１３１２条第２項第１号ｂに掲げる事項について決定を行った場合

次のａからｃまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ａに掲げる書類の提出を要しないものとする	次のａからｄまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ｂに掲げる書類の提出を要しないものとする。
（削る）	ａ　追加発行又は売出しの日程表について、確定後直ちに
ａ　（略）	ｂ　（略）
ｂ　（略）	ｃ　（略）
ｃ　第４１７条第１号ｅに掲げる書面に準じた書面について、作成後直ちに	ｄ　第４１７条第１号ｇに掲げる書面に準じた書面について、作成後直ちに
（３）　規程第１３１２条第２項第１号ｃに掲げる事項について決定を行った場合	（３）　規程第１３１２条第２項第１号ｃに掲げる事項について決定を行った場合
次のａからｃまでに掲げるところにより行う。	次のａからｄまでに掲げるところにより行う。
ａ・ｂ　（略）	ａ・ｂ　（略）
（削る）	ｃ　合併日程表について、確定後直ちに
ｃ　（略）	ｄ　（略）
（４）　（略）	（４）　（略）
（５）　基準日の設定について決定を行った場合	（５）　基準日の設定について決定を行った場合
決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに	次のａ及びｂに掲げるところにより行う。
（削る）	ａ　決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに
（削る）	ｂ　基準日に関する日程表について、当該期日の２週間前に
（６）～（１１）　（略）	（６）～（１１）　（略）
３　（略）	３　（略）
（書類の提出等の取扱い）	（書類の提出等の取扱い）
第１４０７条　（略）	第１４０７条　（略）
２　上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１４１０条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、第３号ｂ、第９号及び第９号の２に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	２　上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１４１０条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、第３号ｂ、第９号及び第９号の２に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（１）　規程第１４１０条第２項第１号ａに掲げる事項について決定を行った場合

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

（削る）

（削る）

（２）　（略）

（３）　規程第１４１０条第２項第１号ｆに掲げる事項について決定を行った場合

次のａ及びｂに定めるところにより行うものとする。

ａ・ｂ　（略）

（削る）

（４）　投資口の種類の変更について決定を行った場合

次のａ及びｂに定めるところにより行うものとする。

ａ　（略）

ｂ　投資口の種類変更内容説明の通知書について、確定後直ちに

（５）～（１０）　（略）

３・４　（略）

（書類の提出等の取扱い）

第１５３１条　（略）

２　上場インフラファンドの発行者である投資法人又は外国投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１５１３条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該投資法人又は外国投資法人は、第１号ａ及びｂに規定する書類、第２号ａに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第３号ａからｃまで及び第４号ｂに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（１）　規程第１５１３条第２項第１号ａの（ａ）に掲げる事項

（１）　規程第１４１０条第２項第１号ａに掲げる事項について決定を行った場合

次のａ及びｂに定めるところにより行うものとする。

ａ　決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

ｂ　投資口の併合又は分割日程表について、確定後直ちに

（２）　（略）

（３）　規程第１４１０条第２項第１号ｆに掲げる事項について決定を行った場合

次のａからｃまでに定めるところにより行うものとする。

ａ・ｂ　（略）

ｃ　合併日程表について、確定後直ちに

（４）　投資口の種類の変更について決定を行った場合

次のａ及びｂに定めるところにより行うものとする。

ａ　（略）

ｂ　投資口の種類変更日程表及び変更内容説明の通知書について、確定後直ちに

（５）～（１０）　（略）

３・４　（略）

（書類の提出等の取扱い）

第１５３１条　（略）

２　上場インフラファンドの発行者である投資法人又は外国投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１５１３条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該投資法人又は外国投資法人は、第２号ｂに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第３号ａ、ｂ及びｄ並びに第４号ｂに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（１）　規程第１５１３条第２項第１号ａの（ａ）に掲げる事項

投資口の併合（投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の２第１項に規定するものに限る。）を行う場合は、次のａ及びｂに掲げるところにより行う。	次のａ及びｂに掲げるところにより行う。
ａ　投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の２第１項に規定する書面（法定事前開示書類）の写しについて、同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに	ａ　投資口の併合又は分割日程表について、確定後直ちに
ｂ　投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の６第１項に規定する書面（法定事後開示書類）の写しについて、投資口の併合の効力発生日以後速やか	ｂ　投資口の併合（投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の２第１項に規定するものに限る。）を行う場合においては、前ａに定めるほか、次の（ａ）及び（ｂ）に定めるところにより行うものとする。 （ａ）　投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の２第１項に規定する書面（法定事前開示書類）の写しについて、同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに （ｂ）　投資信託法第８１条の２第２項において準用する会社法第１８２条の６第１項に規定する書面（法定事後開示書類）の写しについて、投資口の併合の効力発生日以後速やかに
（２）　規程第１５１３条第２項第１号ａの（ｂ）に掲げる事項	（２）　規程第１５１３条第２項第１号ａの（ｂ）に掲げる事項
次のａからｃまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ａに掲げる書類の提出を要しないものとする。	次のａからｅまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ｂに掲げる書類の提出を要しないものとする。
（削る）	ａ　追加発行又は売出しの日程表について、確定後直ちに
ａ　（略）	ｂ　（略）
ｂ　（略）	ｃ　（略）
ｃ　第４１７条第１号ｅに掲げる書面に準じた書面について、作成後直ちに	ｄ　第４１７条第１号ｇに掲げる書面に準じた書面について、作成後直ちに
（３）　規程第１５１３条第２項第１号ａの（ｄ）に掲げる事項	（３）　規程第１５１３条第２項第１号ａの（ｄ）に掲げる事項
次のａからｃまでに掲げるところにより行う。	次のａからｄまでに掲げるところにより行う。
ａ・ｂ　（略）	ａ・ｂ　（略）
（削る）	ｃ　合併日程表について、確定後直ちに
ｃ　（略）	ｄ　（略）

（４）　（略）

（５）　規程第１５１３条第２項第１号ａの（ｎ）に掲げる事項

有価証券通知書及び変更通知書の写しについて、内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

（削る）

（削る）

（６）　（略）

（７）　基準日の設定

決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに

（削る）

（削る）

（８）　（略）

３　上場インフラファンドの発行者のうち、受益証券又は外国投資信託の受益証券の発行者である管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１５１３条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場インフラファンドの発行者は、第２号ａに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）及び第２号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（削る）

（１）　規程第１５１３条第２項第２号ａの（ｂ）に掲げる事項

次のａからｃまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ａに掲げる書類の提出を要しないものとする。

（削る）

（４）　（略）

（５）　規程第１５１３条第２項第１号ａの（ｎ）に掲げる事項

次のａ及びｂに掲げる書類

ａ　新投資口予約権無償割当て日程表について、確定後直ちに

ｂ　有価証券通知書及び変更通知書の写しについて、内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

（６）　（略）

（７）　基準日の設定

次のａ及びｂに掲げるところにより行う。

ａ　決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに

ｂ　基準日に関する日程表について、当該期日の２週間前に

（８）　（略）

３　上場インフラファンドの発行者のうち、受益証券又は外国投資信託の受益証券の発行者である管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第１５１３条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場インフラファンドの発行者は、第２号ｂに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）及び第３号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（１）　規程第１５１３条第２項第２号ａの（ａ）に掲げる事項

受益証券の併合又は分割日程表について、確定後直ちに

（２）　規程第１５１３条第２項第２号ａの（ｂ）に掲げる事項

次のａからｄまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、ｂに掲げる書類の提出を要しないものとする。

ａ　追加信託又は売出しの日程表について、確定後直ちに

a　（略） b　（略） c　第４１７条第１号e に掲げる書面に準じた書面について、作成後直ちに （２）　（略） （３）　（略） （４）　（略） ４～６　（略） 付　則 この改正規定は、令和３年３月１日から施行する。	b　（略） c　（略） d　第４１７条第１号g に掲げる書面に準じた書面について、作成後直ちに （３）　（略） （４）　（略） （５）　（略） ４～６　（略）

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（第三者割当による募集株式等の割当て等及び所有に関する規制） 第１０７条　新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前から上場日の前日までの期間において、次の各号に掲げる行為のいずれかを行っている場合には、当該新規上場申請者は、当該各号に掲げる割当て又は交付を受けた者をして、担当Ｊ―Ａｄｖｉｓｅｒに対して、次項に定める事項について確約させるものとする。 （１）～（３）　（略） ２　新規上場申請者が前項各号に掲げる割当て又は交付を受けた者をして、担当Ｊ―Ａｄｖｉｓｅｒに対して確約させる事項は、次の各号に掲げる事項とする。 （１）　（略） （２）　割当て又は交付を受けた者は、割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。 （３）　（略）	（第三者割当による募集株式等の割当て等及び所有に関する規制） 第１０７条　新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前から上場日の前日までの期間において、次の各号に掲げる行為のいずれかを行っている場合には、当該新規上場申請者は、当該各号に掲げる割当て又は交付を受けた者をして、担当Ｊ―Ａｄｖｉｓｅｒに対して、次項に定める事項について書面により確約させるものとする。 （１）～（３）　（略） ２　新規上場申請者が前項各号に掲げる割当て又は交付を受けた者をして、担当Ｊ―Ａｄｖｉｓｅｒに対して書面により確約させる事項は、次の各号に掲げる事項とする。 （１）　（略） （２）　割当て又は交付を受けた者は、割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。 （３）　（略）
（決定事実に係る軽微基準） 第１０８条　特例第１１８条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第１号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。 （１）～（４）　（略） （５）　特例第１１８条第１号ｒに掲げる事項 次のａからｊまでに掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。 ａ～ｇ　（略）	（決定事実に係る軽微基準） 第１０８条　特例第１１８条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第１号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。 （１）～（４）　（略） （５）　特例第１１８条第１号ｒに掲げる事項 次のａからｊまで（上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第２７条の３第１項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、ｈ及びｉを除く。）に掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。 ａ～ｇ　（略）

ｈ　上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の１００分の１５に相当する額未満であること。	ｈ　子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の１００分の１５に相当する額未満であること。
ｉ　上場会社が子会社取得を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の１００分の１５に相当する額未満であること。	ｉ　子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の１００分の１５に相当する額未満であること。
（６）～（９）　（略）	（６）～（９）　（略）
（１０）　特例第１１８条第１号ａｂに掲げる事項 ａ～ｃ　（略）	（１０）　特例第１１８条第１号ａｃに掲げる事項 ａ～ｃ　（略）
（１１）　特例第１１８条第１号ａｇに掲げる事項 上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の１００分の１０に相当する額未満であること。	（１１）　特例第１１８条第１号ａｈに掲げる事項 上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の１００分の１０に相当する額未満であること。
（１２）　（略）	（１２）　（略）
２　（略）	２　（略）
（子会社等の決定事実に係る軽微基準）	（子会社等の決定事実に係る軽微基準）
第１１１条　特例第１１９条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第１号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第１１８条第１号ｒに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとする。	第１１１条　特例第１１９条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第１号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第１１８条第１号ｒに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとする。

（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（２）の２　特例第１１９条第１号ｂの２に掲げる事項 次のａからｄまでに掲げるもののいずれにも該当すること。 ａ　当該株式交付による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の１００分の３０に相当する額未満であると見込まれること。 ｂ　当該株式交付による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の１００分の１０に相当する額未満であると見込まれること。 ｃ　当該株式交付による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の１００分の３０に相当する額未満であると見込まれること。 ｄ　当該株式交付による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の１００分の３０に相当する額未満であると見込まれること。	（新設）
（３）～（８）　（略）	（３）～（８）　（略）
（９）　特例第１１９条第１号ｉに掲げる事項 次のａからｈまでに掲げるもののいずれにも該当すること。	（９）　特例第１１９条第１号ｉに掲げる事項 次のａからｈまで（子会社等が孫会社取得（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第２７条の３第１項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、ｈを除く。）に掲げるもののいずれにも該当すること。
ａ～ｇ　（略）	ａ～ｇ　（略）
ｈ　子会社等が孫会社取得（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下この号において同じ。）を行う場合にあっては、孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。）に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社等の業務執行を決定する機関により決	ｈ　孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。）に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社等の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社等による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の１００分の１５に相当する額未満であること。

定された上場会社による子会社取得又は子会社等による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の１００分の１５に相当する額未満であること。

（１０）～（１５）　（略）

付　則

１　この改正規定は、令和３年３月１日から施行する。

２　改正後の第１０７条の規定は、この改正規定施行の日以後の日に新規上場申請を行う者から適用する。

別表１

上場に関する料金

料金	金額	（当取引所以外を主たる市場とする外国株券等の場合）	支払期日
１．新規上場料（合併等により、新設会社等が当取引所の市場に再上場する場合を除く。）	３００万円	３００万円	上場日の属する月の翌月末日まで
２．新規上場料（合併等により、新設会社等が当取引所の市場に再上場する場合）（注１）	（新規上場した会社の上場日における上場時価総額－上場廃止となった会社の上場廃止前における上場時価総額）×２／１００００（上限１０００万円）	－	同上
３．新規上場時の新株発行等（注２）に伴う料金	（略）	（略）	（略）

（１０）～（１５）　（略）

別表１

上場に関する料金

料金	金額	（当取引所以外を主たる市場とする外国株券等の場合）	支払期日
１．新規上場料（合併等により、新設会社等が当取引所の市場に再上場する場合を含む（外国株券等にあっては、当取引所を主たる市場として再上場する場合に限る。）。）	３００万円	３００万円	上場日の属する月の翌月末日まで
（新設）			
２．新規上場時の新株発行等（注１）に伴う料金	（略）	（略）	（略）

４．年間上場料（注３）（注４）			（略）
（略）	（略）	（略）	
５．上場後の新株発行等に伴う料金			
（１）（略）	（略）	（略）	（略）
（２）　他の種類の株式への転換が行われる株式が転換された結果、上場株式が新たに発行された場合（注５）	（略）	（略）	（略）
（３）（略）	（略）	（略）	（略）
６．会社又は事業等の取得等を目的とした新株発行又は自己株式の交付に伴う料金	（略）	（略）	（略）

（注１）

a　新規上場した会社の上場日における上場時価総額は、上場日の売買立会における最終価格（特別気配値段を含む。上場日において最終価格が示されていない場合には、上場日後最初に最終価格が示された日の最終価格とする。）に、上場日（上場日において最終価格（特別気配値段を含む。）が示されていない場合には、上場日後最初に最終価格が示された日）における上場株式数を乗じて得た額とする。

b　上場廃止となった会社の上場廃止前における上場時価総額は、上場廃止前の売買最終日の売買立会における最終価格（特別気配値段を含む。該当する日に最終価格が示されていない場合には、その日前における直近の日の最終価格とする。）に、当該売買最終日における上場株式数を乗じて得た額とする。

c　上場廃止となった会社が複数ある場合には、上場廃止前における上場時価総額が最も大きい会社の当該上場時価総額により算定する。

d　当取引所が適当と認める場合には、ａ及びｂの規定にかかわらず、独立した第三者が算定した株価等を用いることができる。

（注２）　（略）

（注３）　（略）

３．年間上場料（注２）（注３）			（略）
（略）	（略）	（略）	
４．上場後の新株発行等に伴う料金			
（１）（略）	（略）	（略）	（略）
（２）　他の種類の株式への転換が行われる株式が転換された結果、上場株式が新たに発行された場合（注４）	（略）	（略）	（略）
（３）（略）	（略）	（略）	（略）
５．会社又は事業等の取得等を目的とした新株発行又は自己株式の交付に伴う料金	（略）	（略）	（略）

（新設）

（注１）　（略）

（注２）　（略）

（注４）　（略） （注５）　（略） （注６）　（略） （注７）　（略） （注８）　（略） （注９）　（略）	（注３）　（略） （注４）　（略） （注５）　（略） （注６）　（略） （注７）　（略） （注８）　（略）